

## みなみ区魅力発信事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南区の地域資源を活用して、区民のまちへの愛着や誇りを醸成するため、南区の魅力発信や賑わい創出を促進する事業に対して助成する「みなみ区魅力発信事業助成金」の交付に関して、必要な事項を定めるものである。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす団体又は民間事業者（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 札幌市内に団体等所在地又は活動の本拠があること。
- (2) 札幌市から住民組織助成金ほか他の助成金等の交付を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体等ではないこと。
- (5) 国、北海道、札幌市等の行政機関と一体となって事業を実施していないこと。

### (助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地域資源の活用により南区の魅力発信や賑わいの創出につながる、次のいずれかに該当する事業であること。なお、地域資源の例は別表1、対象事業の例は別表2のとおりとする。

ア イベント等で対面によって地域資源を紹介する事業、又は農産物や特産品等を販売する事業であり、札幌市内において実施される事業。

イ 南区の地域の文化や歴史、自然や集客交流施設などの地域資源を活かし、現地での参加・体験等を通じてその魅力を実感できる事業。

- (2) 対象事業が交付決定を受けた年度内に完了が見込まれる事業であること。
- (3) 札幌市が実施する他の助成等を受けている、又は受けることが決定している事業ではないこと。
- (4) 申請団体等の構成員の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業ではないこと。

- (5) 祭り、運動会、スポーツ大会など地域で恒例となっている事業ではないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした事業ではないこと。
- (7) 既に終了した事業ではないこと。

(助成金の額等)

第4条 区長は、第6条の規程により決定された事業に対して、助成金を交付することとする。

- 2 前項に掲げる助成金の交付は予算の範囲内で実施することとし、種類は単発事業助成と継続事業助成とする。
  - (1) 単発事業助成は、開催期間が1日限り、又は一定期間にわたるイベントを1回限り行う事業に適用し、年度内の助成上限額を5万円とする。
  - (2) 継続事業助成は年間に複数回開催する事業に適用し、年度内の助成上限額を10万円とする。
  - (3) 前2号に掲げる助成金は、同一年度内に1回限り交付を受けることができ、各助成を重複して受けることはできない。
- 3 助成金の交付額は、助成金の対象経費（以下、「助成対象経費」という。）に四分の三を乗じて得た額、又は前項第1号及び第2号に掲げる上限額のいずれか低い方とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 前項に掲げる助成対象経費は、別表3に掲げるものとし、交付決定日以降に支払った経費を対象とする。
- 5 第2項に掲げる助成の回数は、同一団体が申請する同一事業に対して3回を限度とする。ただし、対象事業が特に効果的であることなどにより、区長が特に認めた場合はこの限りではない。

(申請手続き)

第5条 申請者は、みなみ区魅力発信事業助成金交付申請書（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長が別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 収支予算書(様式3)

(3) 団体概要書及び構成員名簿（様式4）

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 区長は前条の規定による申請があった場合、別に定める「みなみ区魅力発信事業助成金審査会」に諮って必要な審査を行ったうえで、助成金の交付の可否を決定する。当該審査は書面審査を原則とするが必要に応じて申請者へのヒアリングをすることができる。

2 区長は、前項の規定により、交付することを決定したときはみなみ区魅力発信事業助成金交付決定通知書（様式5）により、交付しないことを決定したときはみなみ区魅力発信事業助成金不交付決定通知書（様式6）により、速やかに申請者に通知することとする。

（事業の変更及び中止）

第7条 前条により交付決定を受けた団体等（以下「交付団体等」という。）は、事業の経費配分や事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、直ちにみなみ区魅力発信事業助成金交付変更申請書（様式7）を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、適当であると認められるときは、みなみ区魅力発信事業助成金交付変更決定通知書（様式8）により交付団体等に通知する。

（事業実施状況の調査等）

第8条 区長は、必要と認めるときは、事業の実施状況について、交付団体等から報告を求め、また、現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 交付団体等は、認定事業の完了日から起算して30日以内、又は年度の末日のいずれか早い期日までに、みなみ区魅力発信事業完了報告書（様式9）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式10）

(2) 収支決算書（様式11）

(3) 助成対象経費にかかる領収書

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第 10 条 区長は、前条に規定する実績報告を受けた場合、その内容を審査し、必要に応じて聞き取り調査等を行うものとする。審査により、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき助成金額を交付決定通知に基づき確定し、みなみ区魅力発信事業助成金確定通知書（様式 12）により助成団体等に通知することとする。

(助成金の交付)

第 11 条 区長は前条の規定により確定した額を、助成対象事業の完了後に交付することとする。ただし、事業の性質上、その事業の完了前に交付することが適切と区長が認めるときには、事前に概算額を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第 12 条 区長は、交付団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(4) その他区長が助成金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第 13 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、みなみ区魅力発信事業助成金返還命令書（様式 13）により期限を定めて返還を命ずることとする。

(1) 第 7 条の変更決定をした場合において、概算交付した額が変更交付決定額を超えるとき。

(2) 第 10 条の助成金額を確定した場合において、概算交付した額が確定額を超えるとき。

(3) 前条により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金

又は概算額が交付されているとき。

(概算交付の精算)

第 14 条 第 11 条ただし書きの規定により助成金の概算交付を受けた交付団体等は、助成金確定通知書による通知を受けた日から起算して 5 日以内、又は年度の末日のいずれか早い期日までに、みなみ区魅力発信事業助成金精算書（様式 14）を区長に提出しなければならない。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の施行において必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 地域資源の例（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

<ul style="list-style-type: none"><li>・自然、景観</li><li>・農産物、特産品 : 南区で生産される野菜や果物、加工品、札幌軟石 など</li><li>・温泉</li><li>・集客交流施設 : 滝野すずらん丘陵公園や真駒内公園などの公園、スキー場、 観光施設 など</li><li>・文化財、文化芸術施設 : エドウィン・ダン記念館、旧黒岩家住宅、札幌芸術の 森、石山緑地 など</li></ul>
--

別表 2 対象事業の例（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

<p>イベント等で対面によって地域資源を紹介する事業、または農産物や特産品等を販売する事業であり、札幌市内において実施される事業</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・観光地や街頭でイベント的に開催する農産物等の直売・マルシェ</li><li>・南区の地域資源に係るワークショップ</li><li>・工芸品・特産品の制作体験</li><li>・地元食材を使った料理体験</li></ul>
<p>南区の地域の文化や歴史、自然や集客交流施設などの地域資源を活かし、現地での参加・体験等を通じてその魅力を実感できる事業</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の伝統や文化を活かしたフェスティバル</li><li>・農業体験</li><li>・自然環境を活かしたスポーツやアクティビティ体験</li><li>・自然の景観を楽しむハイキングツアー</li><li>・歴史・文化・自然を学びながら巡るガイドツアー、観察会</li></ul>

別表 3 助成対象経費（第 4 条第 4 項関係）

項目	内容
報償費	講師、専門家等に対する謝礼金（団体の構成員に対するものを除く）
消耗品費	原材料、物品等の購入費（販売目的のものを除く）
印刷費	パンフレット・チラシ等の広報物、その他資料等の印刷費、資料の複写費
光熱水・燃料費	電気、上下水道、ガスの使用料等、暖房燃料費
役務費	通信費（郵便、電話料等）、機材や道具等の運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料・賃借料	会議室・会場の使用料等、機材・物品の賃借費
備品費	長期間にわたり形状・性質が変化しない物品の購入費（購入（取得）価格が 1 万円以上のもの。事業実施に当たり、活動に資する最低限度のものに限り、助成金額の 2 分の 1 を上限とする）
その他	その他事業に伴い必要な経費のうち、区長が特別に適当と認める経費